

令和 5 年度
第 1 回八戸市行政改革委員会 議事録

日 時 令和 5 年 9 月 27 日（水）午後 2 時 00 分～3 時 00 分
場 所 八戸市庁 本館 3 階 議会第四委員会室
出席委員 武山委員長、平山委員、松橋委員、蕨委員、山道委員
事 務 局 久保総務部長、佐々木総務部次長兼人事課長、清水行政管理課長、
三戸行政改革GL、大村財産活用GL、赤石主幹、山田主事
次 第 1 開 会
2 委嘱状交付
(1) 委嘱状交付式
(2) 市長挨拶
3 組 織 会
(1) 委員長の選任
(2) 職務代理者の指名
4 審 議
(1) 会議の公開・非公開について
(2) 第 7 次八戸市行財政改革大綱の進行管理について
(3) 公共施設マネジメントの推進について
5 閉 会

次第 3 組織会 (1) 委員長の選任

〔武山委員に決定〕

次第 3 組織会 (2) 職務代理者の指名

〔田中委員に決定〕

次第 4 審議 (1) 会議の公開・非公開について

事務局： では、これより、審議に入りますので、以後の議事進行は、委員長をお願いします。

委員長： それでは、次第に基づき議事を進行してまいります。はじめに、本委員会の審議の公開・非公開の取扱いについて決めたいと思います。それでは、事務局からの説明をお願いします。

〔事務局が資料に基づき説明〕

委員長： ありがとうございました。ただいま、この会議の公開・非公開について説明いただきましたが、今の説明について質問等あればお聞きします。原

則として会議は公開ということになっておりますので、本委員会についても公開ということにしたいと思えます。よろしいでしょうか。

〔委員了承〕

委員長： それでは、本委員会の審議については、原則公開といたします。

次第4 審議 (2) 第7次八戸市行財政改革大綱の進行管理について

委員長： 続きまして、次の議事「第7次八戸市行財政改革大綱の進行管理について」に移ります。事務局からの説明をお願いします。

〔事務局が資料に基づき説明〕

委員長： 今回の会議に当たりまして、事前に御質問・御意見の提出がありましたので、事務局から説明をお願いします。

事務局： 本日は、事前質問に対する回答を作成した担当課に出席していただいておりますので、担当課から回答させていただく形にしたいと思います。よろしくお願いいたします。

それでは、説明に入りますが、「改革の柱3 業務の効率化・適正化」に関しまして、1件のご質問と1件のご意見を頂戴しております。

本編44ページの「選挙事務の従事者確保及び効率化」につきまして、「デジタル化が進んでおりますので、将来的にはオンライン投票になるのでしょうか。現状は様々な課題も多いようですが、まずは会場での投票の部分だけでもデジタル化されると、集計も早く、投開票の手間と時間が省けるのだらうと勝手ながらイメージしています。」とのご質問でございます。

回答につきましては、担当課である総務課からご説明いたします。

回答者： まず、オンライン投票についてお答えします。

現状の選挙制度では、投票日に投票所において投票することが原則とされており、選挙管理委員会が指定した場所に投票所を設け、投票の秘密を確保するとともに、投票管理者や投票立会人のもとで公平な投票を実施することとなっております。一方、オンライン投票は、一般的には、有権者が場所を問わず、個人の端末を用いて投票することを目的としており、投票所での投票を想定していないことから、投票の秘密の確保、投票管理者や投票立会人がいない環境における不正な投票の防止、通信障害への対応など、技術面・運用面での課題を抱えております。

このように、オンライン投票を実現するためには、法改正も含めた選挙制度に関する詳細な制度設計が必要となることから、本市としては国の動向に注視しながら、情報収集を行っているところでございます。

次に投票のデジタル化、つまり電子投票の導入についてお答えいたします。

電子投票は、開票時における投票用紙の集計作業の時間短縮、記入式では生じた疑問票がなくなるなど、選挙を執行する側である選挙管理委員会としても、そのメリットは大きいものと考えております。当市で実施する選挙を大別しますと、衆議

院選挙、参議院選挙、県知事選挙、県議会議員選挙、市長選挙、市議会議員選挙の6種類がございます。電子投票については、「地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律」が平成14年に施行され、県、市町村など地方選挙に限っては、法律的には電子投票の実施が可能となっており、このうち、八戸市が独自で実施の検討ができる選挙としては、八戸市長及び八戸市議会議員の選挙のみに限られております。一方で、国政選挙については、電子投票についての法律は制定されておらず、実施が認められていない現状であります。

電子投票の実施状況としましては、六戸町をはじめ、全国10の自治体で計25回実施されておりますが、電子投票用機器の不具合なども発生しており、岐阜県可児市では、市議会議員選挙が無効となったケースがございました。こうした経緯を経て、電子投票用機器を提供していた事業者の提供停止などもあり、平成28年1月の六戸町町議会議員補欠選挙を最後に、令和5年現在において、電子投票を実施している自治体はないという状況となっております。当市としましては、他都市の状況などを踏まえ、総合的に判断した結果、コスト面、国政選挙への未導入、技術的信頼性への不安等の懸念もあり、導入を見送ってきたところでございます。電子投票、つまり投票のデジタル化についてはこのような経緯がございますが、地方選挙において実際に活用された選挙があることや、導入によるメリットも大きいと、選挙管理委員会としましては、オンライン投票と同様、今後の選挙において、どのようにデジタル技術が活用されていくのか、注視してまいりたいと考えております。

事務局： 続きまして、本編47ページの「ペーパーレス会議の導入促進及びタブレット端末の更なる活用」につきまして、「ペーパーレス会議が進んでいるとのことで、参加させていただいている委員会でも、紙資料の必要の有無を確認していただいても良いかと思います。委員会にパソコンの持ち込みが良ければ当日の紙資料不要となりますが、セキュリティー上の問題もあるのかなとも思います。個人的にはデータ化された方が、保管場所や破棄する際の対応がスムーズになり良いと思っています。」とのご意見でございます。

こちらにつきましては、附属機関会議におけるペーパーレス化についてのご意見と受け止めましたので、行政管理課からお答えいたします。

回答者： 資料の保管や管理の面から紙の資料よりもデータが効率的であるということにつきましては、御意見いただいたとおりであると考えております。そのようなことから、御自身で端末を御用意いただける場合に限られますが、御意見として御提案いただきましたとおり、事前に紙資料の必要の有無を確認させていただき、希望者の方を対象にペーパーレスを可能とすることで、ペーパーレスに向けての取組をより一層推進して参りたいと考えております。なお、会議直前での資料の差替えがあった場合など、データでの御提供が難しい状況にある場合について、紙資料を追加で配付するなど、対応について検討してまいります。

貴重な御意見をいただき、大変ありがとうございます。

事務局： 続きまして、「改革の柱4 持続可能な財政運営」に関しまして、1件のご質問

と1件のご意見を頂戴しております。本編70ページの「未利用市有地等の有効活用」につきまして、「未利用市有地等にはどのような土地、建物がございますでしょうか。未利用市有地等が発生する要因、原因にはどのようなことが挙げられますでしょうか。未利用市有地等での農地の割合はどのくらい含まれておりますでしょうか。」とのご質問でございます。

また、「もし可能でしたら、家庭菜園に人気が高まる中、未利用市有地等を活用して、家族と一緒に自然に触れ合う機会を増やしたり、そこからさらに地域住民の憩いの場として繋がりを持てる場所が身近にあったら良いなと思います。」とのご意見もいただいております。

こちらにつきまして、行政管理課より回答いたします。

回答者： まず、未利用市有地にはどのような土地、建物があるか、とのことですが、土地については、例えば、小学校の建設予定地ですとか、山林、宅地、雑種地などであり、農地はございません。また、建物については、閉校となった小学校や、市営住宅の跡地などがあります。次に、未利用市有地等が発生する要因についてですが、基本的には、市が公用または公共用の目的をもって使用してきた土地・建物がその用途を終え、今後使用の可能性がなくなることによるものです。具体的な例としましては、先ほど申しあげたとおり、閉校となった小学校や、市営住宅の跡地などとなります。

また、家庭菜園や地域住民の憩いの場など、未利用市有地の有効活用に関するご意見を頂いておりました。貴重なご意見を頂き、ありがとうございます。家庭菜園ではありませんが、有効活用の実例としては、閉校となった小学校（旧美保野小、旧松館小）を、地区町内会が、敬老会やスポーツ交流会、農産品交流会など、地域の交流の場として活用している事例がございます。現況が山林であるなど、整備せずにそのまま使用できる土地は限られますが、今後とも、売却や貸付など様々な手法を工夫しながら、未利用市有地等の有効活用が図られるよう、引き続き取り組んで参りたいと考えております。

事務局： 事前質問への回答は以上でございます。

委員長： ありがとうございます。ただいまの質問に対する回答へのコメントや再質問でもよいですし、関連する質問・ご意見等何かございますでしょうか。

私の方から感想的に言うと、選挙の話はやはり国政の話、法改正を含めてなかなか難しいところもあるのかなと。特にオンライン投票となるとやっぱり不正が行われてしまうみたいですね。デジタル化すれば集計は早くなると思いますし、正確かなと思います。システムがなかなか追隨していないのかなというところもありますが、今後に向けて、国全体で検討が必要なのかなというのは非常に感じているところでした。

また、以前に比べると事前の投票がしやすくなりました。法律で決まっているので8時まで投票所をやっていますが、8時までやる必要もないのかなという感想を持っているところです。その辺りも将来に向けては変わ

ってくるころではあるのかなと思っています。

会議のペーパーレス化というのは、県は結構進めている部分もあって、特に膨大な資料になるとデータ化された方が検索でき、閲覧性もよくなるのかなと。ここも進めていってもらいたいと思っているところでした。市が県に協力しなきゃいけないということもないでしょうけれども、県知事が替わって、色々と新たな試みも行っているので、協力できるところは市も一緒に進めていくようなことがあっていいのかなと感じています。

家庭菜園は、ヨーロッパなどで結構人気があるというところもありますので、未利用地について、この後もマネジメントの話も出てくるかと思いますが、稼げるところは稼ぎ、無駄な支出は避けていくということが行財政改革の基本となるのかなと思っていますところでした。

あとは質問を出してはいなかったですけども、評価が〇になっている項目は少し気になるところがありまして、その中でも情報関連が少し弱い部分があるのかなと思いました。システムがなかなかうまくいかないというところもあるのですが、進められるところは強力に進めていって欲しいなというところと、これは前の委員会でも何回か発言したところでもあるのですが、市として情報化の部分をもう少し強力に進めるためにはCIOのような、情報を統括して扱うような立場の人を置いた上で進めていくことも必要なのかなということも思いました。私からは以上です。

公共施設アンケートに進む前に今のアクションプログラムに対して何か感想的なものがあればお話しいただければと思います。A委員は何かありますか。

A 委員： 先ほどの事前の質問の中の有効活用に関して、閉校した学校とか市営住宅の跡地というのを聞いてふと思い出したのが、市の名前は忘れたのですが、ブナコの工場に活用しているところがありました。その土地の地域の体験もできるということで観光も集めているというのが、ふと思い浮かんだので、そういった活用もいいのかなという意見です。

委員長： B委員はどうですか。

B 委員： はい、市有地の未利用について、現実的かどうかというのは置いておいて、生活保護者を受け入れる専用の住宅みたいなものを市でやっていただけたらすごくいいかと、日頃より思っていましたので、そういったことにも活用ができたらいいなかなと。あとは障害者とか車椅子の方で賃貸を探しているという方もいらっしゃるのですが、なかなか民間で受け入れが難しいようなので、そういった方に賃貸するような活用の仕方が望ましいのかなと思っておりました。

委員長： 最近聞いた話だと、高齢者も賃貸を借りられないということもあったようです。これから独居の高齢者も増えてくると思いますので、そのあとのサポートのようなことも必要になってくるのかなと思います。C委員お願

いします。

C 委員： 私の事務所も空き家になっていた家を借り受けてリノベーションしながら使っているのですが、大家さんがお年寄り一人だったり、住宅街なのですが、すごく高齢者が多い地域なので、その土地の利活用の部分では見守りだったりとか、地域のコミュニティを深く関わらせながら考えなければいけないのではないかと感じていました。

委員長： D 委員、お願いします。

D 委員： 未利用地には含まれないかもしれないのですが、シャッターが下りた街中など、旅をしている中で感じたことがあるんですけども、神事を通年のオプションツアーにしているという地域が旅先でございまして、三社大祭とかえんぶりとか、その期間にやるのはもちろん伝統をつなぐという意味で大切なのですが、その時に来られる方は限られていると思います。通年そういう伝統芸能を披露して、観光客の方などに見ていただいて、一緒に参加していただくものを街中にたくさん作っていただけたらいいなという思いがあります。八戸のいいところをもっと体感していただける場所が増えたらいいなと思います。

委員長： インバウンドも人の流れがずいぶん変わってきて、盛岡が脚光を浴びたりと、工夫次第ではまだまだ観光客を呼べるのかなと思います。この辺りも含めて検討していただければいいのかなというふうに思いました。

先ほど言った情報関連が弱いという話でいうと、例えば 27 ページの学校施設開放事業における予約システムの構築、これが C 評価になっておりますけれども、こういったシステムは全国的に似たところがあるのかなと思います。他の自治体とも情報交換しながら適切なものがあれば同じようなシステムを導入するようなことが進められるのかなと思います。また、39 ページの八戸市行政情報セキュリティポリシーの適切な運用については、進めようと思えばそれなりに進めていけるのかなと思います。情報の部分で、市としてあまり強くないのかなみたいな印象を受けるところがあるので、このあたりも対応いただけるといいのかなというように思っております。そのほか全体として何か、よろしいですか。

（意見・質問なし）

委員長： では他にないようですので、次第に従って公共施設マネジメントの推進について説明をお願いします。

次第4 審議 (3)公共施設マネジメントの推進について

委員長： ただいまの公共施設マネジメント推進についての説明に対して、質問・ご意見等

があればお受けしたいと思います。感想的なものでもよろしいです。

私からは、満足度に対する調査を行って、それぞれの施設で若い世代では満足している、評価が高くなっているのが傾向として見られるところなのかなと思いました。また、美術館の評価として、満足度が低いのが少し気になるなど。私自身はずいぶん何度も行ったりしていたのですけれども、感想とすると、バブルの頃はけっこう美術館を建てて所蔵品をいろいろ集めるのが流行っていた時期もあります。そこから見ると所蔵品がちょっと貧弱かなというような印象があります。それでもたくさんあると思いますが、「所蔵品をもっと出していけばいいのではないか」という意見があるので、その辺を進めていけばもっと利用が増えるのかなと思います。大学でも50周年の学園祭で借りたことがあります。学校の美術クラブの作品展などに貸し出せばそれなりに人が集まってくるのではないかなという印象もありますので、もう少し人が集まる工夫をしていけばいいのかなと思いました。

割と是川縄文館は、それほど人は行っていないように思いますけれど、評価は凄く高い。あそこに行ってみると結構お洒落な展示がされていて、重要文化財が展示されていたりと、他にない凄さがあるのかなと思いました。

A委員はいかがですか。

A委員： 中心街にある割に、ブックセンターと美術館への利用が少ないというのはもっと工夫が必要なのかなと思いました。そこで考えると、駐車場がネックなのかなと。ご家族がいる方は駐車場があるところに行く傾向があると思うので、来た方への駐車場の特典であったりとか、用意されてる部分もあると思うんですけれども、そこが発信されていないのかなと思いました。

あとは、はっちやマチニワに来ている方をどうやって周遊させるかという工夫を考えていければなと考えております。

委員長： B委員、お願いします。

B委員： 各施設のターゲットがもう少し明確な方がいいのかなと思っていて、自分自身も観光とかで他所の地域に行ったときに美術館や博物館は観光のついでに見たりしますが、地元の人が博物館等で歴史を見に行くかということ、あまり見る印象がないので。行ってみれば行ってみたで、妖怪伝説とか地元の面白い物がいろいろ見れたりするので、例えば名称自体も八戸市の博物館ではなくて、例えば、妖怪博物館とかインパクトのある名称に変えるですとか。

あとは集客力のある展示、企画。特に青森県立美術館なんかは飛行機に乗って見に来る人もおり、連休になると全国各地から人が来るような集客力がある企画をやっているなと思います。客観的には非常に特化した美術館だなと見ることはできるのですが、人を呼ぶ、集客力のある、観光だとか県外から人を呼ぶという観点から考えてみても面白いのかなと思いました。

委員長： C委員、お願いします。

C委員： 美術館は特にそうだと思うのですが、デーリー東北のこだま欄でもいろんな意

見があるなと思って見ていましたが、全体的に、結局はコンセプトや狙いと市民感情のアンマッチが起きているのではないかなと感じています。

美術館といったら、やっぱりイメージしている美術館がある。けれども、美術寄りの大きいマチニワみたいなイメージであったり、おやっと思うギャップが不満足の数値にも出てきているのかなとも思いましたので、「不満足」を分析したときに、何に対しての不満足なのかが気になりました。

コンセプトの打ち出し方や、伝わり方を考える必要はあるのかなと感じました。

委員長： 縄文館は明確ですね。情報があって、何かを伝えるという。

C委員： さっきB委員がおっしゃっていたように、やっぱり明確な、妖怪を見に行くのだとか、縄文に触れる目的を持って施設に行くのであれば、気持ち的にも満足いくと思うのですが、美術に触れるために行ったらなにか違ったというところの数値なのかなと。マチニワもそうだと思います。

委員長： D委員から何かありませんか。

D委員： 美術館というものへの人それぞれの概念というものがあると思うのですが、行ってみるとちょっとかけ離れたイメージが先に立つのではないのかなと思います。そこに行ってちょっと違うなと、ガッカリするという方もでてくるのかなと。美術品を並べるのもいいのですが、そこから何を見いだすのか、八戸に来なければ体感することができないことに繋げていけたらよろしいのかなと思います。

委員長： ありがとうございます。質問、ご意見、コメント等がないようであれば、以上で予定の審議はすべて終了いたしました。